

第 30 回地域医療構想に関する ワーキンググループ	資料
令和 2 年 1 2 月 9 日	

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた 今後の医療提供体制の構築に向けた考え方（案）

※「今後の地域医療構想の考え方・進め方」に関する内容（案）

（１）地域医療構想と感染拡大時の取組との関係

- 新型コロナウイルス感染症対応が続く中ではあるが、
 - ・ この間も、人口減少・高齢化は着実に進みつつあり、医療ニーズの質・量が徐々に変化するとともに、労働力人口の減少によるマンパワーの制約も一層厳しくなりつつあること
 - ・ 各地域において、こうした実態を見据えつつ、質の高い効率的な医療提供体制を維持していくため、医療機能の分化・連携の取組は必要不可欠であること
 など、地域医療構想の背景となる中長期的な状況や見通しは変わっていない。

- 新興感染症等への対応を「医療計画」に位置付け、平時から、感染拡大時にゾーニング等の観点から活用しやすい病床や感染症対応に転用しやすいスペースの確保に向けた施設・設備の整備や、感染拡大時における人材確保の考え方（医療機関間の人材支援等）の共有を進めておくことによって、平時の負担を最小限にしながら、有事に機動的かつ効率的に対応することが可能となる。

一方で、地域医療構想における医療需要・病床の必要量の推計を超えて、感染拡大の時期・規模の予測が困難な新興感染症等に備えて一定数の稼働病床を確保し続ける場合、当該体制の維持には追加的な負担がかかり続けることが想定される。

- こうしたことから、
 - ・ 感染拡大時の短期的な医療需要には、各都道府県の「医療計画」に基づき機動的に対応することを前提に、
 - ・ 地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方など）を維持しつつ、引き続き、着実に取組を進めていく必要がある。

（２）地域医療構想の実現に向けた今後の取組

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大前から進めてきた取組や、今般の新型コロナナ

ウイルス感染症への対応状況等を踏まえ、今後、地域医療構想の実現に向け、以下の取組を着実に進めていく必要がある。

【各医療機関、地域医療構想調整会議における議論】

- 公立・公的医療機関等において、具体的対応方針の再検証等を踏まえ、着実に議論・取組を実施するとともに、民間医療機関においても、改めて対応方針の策定を進め、地域医療構想調整会議の議論を活性化

【国における支援】

- 地域医療構想調整会議における議論の活性化に資するデータ・知見等を提供
 - 各地の地域医療構想調整会議における議論・合意を前提として、国による助言や集中的な支援を行う「重点支援区域」を選定し、積極的に支援
 - 医療機能の分化・連携に向けた各地の地域医療構想調整会議における議論・合意に基づく取組に関し、雇用や債務承継など病床機能の再編に伴い特に困難な課題に対応するための財政支援として、令和2年度に創設した「病床機能再編支援制度」について、令和3年度以降、消費税財源を充当するための法改正を行い、引き続き病床機能の再編を支援
 - 医療機能の分化・連携に向けた各地の地域医療構想調整会議における議論・合意に基づき、医療機関の再編統合を行う場合において、資産等の取得を行った際の税制の在り方について検討
- なお、第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定に向けた議論においても、その時点における医療機能の分化・連携の議論・取組の状況を踏まえる必要があり、こうした観点からも、地域医療構想に関する議論を着実に進めることは重要である。

※ 「具体的対応方針の再検証」については、当初から、以下が前提とされている。

- ・ 地域の議論を活性化するためのものであり、再編統合など結論ありきのものではないこと
- ・ 国の分析だけでは判断し得ない診療領域や地域の実情に関する知見も補って議論する必要があること

(3) 地域医療構想の実現に向けた今後の工程

- 地域医療構想に関するワーキンググループ等においては、地域医療構想と感染拡大時の取組との関係、地域医療構想の実現に向けた今後の取組に関する考え方を整理する中、併せて、地域医療構想の実現に向けた今後の工程についても具体化した上で、都道府県・医療関係者等と共有し、着実に取組を進めていくことが適当との意見があった。

一方で、

- ・ 感染状況には地域差がある中で、地域医療構想の議論の進捗状況にも地域差が生じ得ることを踏まえれば、現時点で全国一律に取組を求めることは困難

- ・ 現下の新型コロナウイルス感染症の大幅な感染拡大により、都道府県・医療関係者等においては、感染拡大防止対策、感染症患者の受入体制の確保や感染症患者以外の医療提供体制の確保など、全力を尽くして対応されている最中であることを踏まえれば、現時点で工程を提示することは適切ではないとの意見もあった。

- こうした状況を踏まえ、厚生労働省においては、各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域についてはその検討・取組を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行い、この冬の感染状況を見ながら、改めて具体的な工程の設定（※）について検討することが適切と考えられる。

※ 具体的には、以下の取組に関する工程の具体化を想定

- ・ 再検証対象医療機関における具体的対応方針の再検証
- ・ 民間医療機関も含めた再検証対象医療機関以外の医療機関における対応方針の策定（策定済の場合、必要に応じた見直しの検討）

- その際、地域医療構想に関しては、2025年の先も長期的に継続する人口構造の大きな変化を見据えつつ、地域ごとに、医療ニーズの質・量やマンパワー確保の状況などを勘案しながら、段階的に医療機能の分化・連携に向けた取組を進めていく必要がある中、その一里塚として、2023年度に各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が進められることを念頭に置き、2022年度中を目途に地域医療構想の実現に向けた地域の議論が進められていることが重要となることにも留意が必要と考えられる。

(4) その他

- 上記のほか、具体的対応方針の再検証に関連して100万人以上の構想区域に係る「類似かつ近接」の分析、民間医療機関の特性に応じた議論活性化に向けた分析（回復期・慢性期の観点等）など、残された課題について今後議論を進めていく必要がある。
- また、2025年まで残すところ5年を切った中、2025年以降を見据えた枠組みについても具体的に議論を進めていく必要がある。